

対策のポイント

- 自転車の安全利用に関する指導・啓発活動をさらに充実をさせることで、自転車の安全利用に関する意識の向上を図る。
- 児童等の登下校中の安全確保に向けた取組の拡充を図る。
- ヘルメット購入費用の一部を補助・助成し、保護者の経済的負担を軽減することで、中学生・高校生のヘルメット着用の推進を図る。

<事業の背景>

「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成31年4月施行）において、保護者に対し、18歳までの児童等へのヘルメット着用について努力義務を規定

1 現状・課題

- 登下校中における自転車運転中の事故が多い。
- 全国的に、自転車運転中の事故の中で、死亡にいたる頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。
- ヘルメットの着用が義務化（校則化）されていない学校においては、ほとんどの生徒が着用していない。

2 実施対象・方法

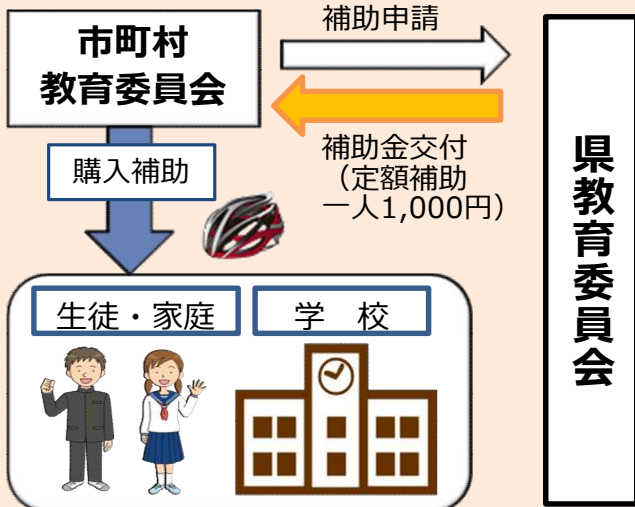
- 対象** 県内全ての小中高校生で自転車通学をしている児童生徒（保護者）
- 方法**
- ①市町村立：ヘルメット購入に係る補助制度がある市町村への補助
 - ②県立：販売店での購入費補助
ヘルメット購入時に販売店で2,000円値引き。
委託先から販売店に値引き額分を支払い。



3 実施内容

①市町村（学校組合）立小中学校・高等学校・特別支援学校（定額補助 一人1,000円）

※補助制度のない市町村は制度を創設



②県立の中学校・高等学校・特別支援学校（定額補助 一人2,000円）

